

# 衛生用品表の見直しに関する ワーキンググループ

---

## 【第3回】

# 論点1: 備付け数量について

## 第2回WGにおける主な意見

### 甲種

- 品目の名称変更があったが、位置付ける薬剤に変更がないものは、同程度の分量にする。
- 医師の裁量権を尊重し、基本的に「適宜」とし、数量の特定が必要なもののみ明示する。単位が「g」となっているものは「錠」で表記する。
- 医療衛生用具は、WHO推奨を参考にし、推奨にないものは現告示を参考にする。

### 乙種・丙種

- 乗組船員数10人あたりの数量にする。

### 丁種

- 薬効が同じ薬剤の品名変更があったもの等については、同程度の分量にする。
- 瓶入りの薬剤（健胃剤）を、分包（包単位）に変更する。

### 甲～丁種共通

- 薬効分類の順序に並び替え

## 第3回WGにおける議論が必要な事項

- 第2回WGの議論を踏まえ、**別表第1～4（案）**を作成（別紙参照）。
- **乙・丙種**の数量について議論いただきたい。
- その上で、**甲・丁種**について再検討を要するものがないか意見をいただきたい（参考資料3-1,3-2参照）。

## 記載方針案

- 薬効が同じ薬剤の品名変更があったもの等については、**同程度の分量**を記載。
- 原則として**乗組船員数10人あたりの数量**とする。ただし、一部の医薬品等については、**人数にかかわらず一定の数量**が必要なものがあるため、列を区分して記載。
  - ※WHOは、「10人あたりの数量」「乗組員の人数に関わらず推奨される量」を記載。
  - ※告示に定める数量は最小限であり、適宜増加可能であることに留意（参考3参照）。
- 算定根拠は参考資料1のとおり。

## 現行告示にある品目

※丙については、以下「30人」を「20人」と読み替える。

- 現行告示において「**30人以下の場合**」と「**30人を超える場合**」で数量が**同じもの**
  - ・人数にかかわらず一定の数量が必要と解し、**「乗組員数にかかわらず一定」**に区分。
- 現行告示において「**30人以下の場合**」と「**30人を超える場合**」で数量が**異なるもの**
  - ・人数の多寡による数量の増減が必要と解し、**原則として、「乗組船員数30人」の場合に必要なとされる量の1/3 (丙：1/2)を、「10人あたりの数量」とする。**
- 現行告示において**注に○（医療用医薬品）があるもの**
  - ・有効成分や効能効果等に照らし、処方箋が必要な医療用医薬品の使用が適切な場合に○を付す（薬機法上の「正当な理由」あり）。
  - ・OTC化されたもの、一般用医薬品で対応可能なもの（処方箋なしで購入可）は○を外す。

## 新規に位置付ける品目

- WHO推奨量を参考にしつつ、甲の数量、疫学に照らして記載。  
(2-36排尿障害治療剤、2-45セフェム系抗生物質、2-51ヘルペスウイルス薬等)
- 数量は甲 $\geq$ 乙 $\geq$ 丙。

## 現状

- ✓ 現告示に規定されている数量は、一律の義務付けにより、一部の船舶所有者に対し加重的な負担を避けるため乗組船員数が30人以下の場合/ 30人を超える場合に区分して規定。

なお、

- ・航海期間が3ヶ月を超える場合

→ 衛生管理者の意見に基づき、適宜増加(船員法施行規則53条第2項)

- ・国内の港を発港してから次に国内の港に到達するまでの期間が1ヶ月を超える場合

→ 発航前に補充(船員法施行規則53条第3項)

上記以外の場合は、数量が備え付けた量の1/2に満たなくなるときに補充

- ✓ WHOの医薬品推奨量は、船舶カテゴリごとの一律的な量ではなく、「航行期間を3-4週間(約1ヶ月)」「10人あたり数量」に変更された。

- ✓ 平成21(2009)年改正時、抗インフルエンザウイルス薬の数量は、感染率50%、緊急時に最寄りの港まで3-5日程度と想定し、乙種の一般的な乗組員数20名程度あることから、10人分に必要な数量とした。

- ✓ 乙種の乗組員数は右表のとおり。  
(令和4年10月1日現在の事業状況報告書から推計)

乗組員数	隻数
11~20人	73
21~30人	197
31~40人	5
41人~*	4

} 97%  
30人

\*41,46,48,61人

第2回衛生用品表見直しWG資料p10を一部改

## 現状

- ✓ 現告示に規定されている数量は、一律の義務付けにより、一部の船舶所有者に対し加重的な負担を避けるため乗組船員数が20人以下の場合/20人を超える場合に区分して規定。  
なお、
  - ・航海期間が3ヶ月を超える場合  
→ 衛生担当者の意見に基づき、適宜増加(船員法施行規則53条第2項)
  - ・国内の港を発港してから次に国内の港に到達するまでの期間が1ヶ月を超える場合  
→ 発航前に補充(船員法施行規則53条第3項)  
上記以外の場合は、数量が備え付けた量の1/2に満たなくなるときに補充
- ✓ WHOの医薬品推奨量は、船舶カテゴリごとの一律的な量ではなく、「航行期間を3-4週間(約1ヶ月)」「10人あたり数量」に変更された。
- ✓ 乙と丙の航行区域は同じであるため、平成21年改正時の乙種と同じく、緊急時に最寄りの港まで3-5日程度と想定。
- ✓ 丙種の乗組員数は右表のとおり。  
(令和4年10月1日現在の事業状況報告書から推計)

乗組員数	隻数
1~10人	313
11~20人	182
21~30人	28
31~40人	1
41~50人	4

} 94%  
20人

第1回衛生用品表見直しWG資料p16を一部改

## 増加・補充に関する規定

- 船内で傷病者が発生した場合に備えて、緊急入域又は洋上救急にかかるまでの間に応急処置するための最小限度を記載。(船員法施行規則53条第1項に基づく甲～丁種衛生用品表)
- 衛生用品表規定量を、航海期間・乗組船員数によって**適宜増加** (船員法施行規則53条第2項)
  - ・甲表:乗組船員数が**50人を超え**、又は航海期間が**3ヶ月を超える**場合  
→ **医師の意見に基づき規定の量を適宜増加**
  - ・乙表・丙表:航海期間が**3ヶ月を超える**場合  
→ **衛生管理者/衛生担当者の意見に基づき、適宜増加**
- 航海期間によって、**適宜補充** (船員法施行規則53条第3項)
  - ・国内の港を発港してから次に国内の港に到達するまでの期間が**1ヶ月を超える**場合  
→ **発航前に補充**
  - ・上記以外の場合  
→ **数量が備え付けた量の1/2に満たなくなるときに補充**

## これまでの主な意見

- 医薬品・衛生用品の購入は**年3、4回程度**。(ヒアリング)
- 船主が新たに位置付けられた医薬品を購入するために、**十分な周知期間**が必要。(委員)
- 船主が新たに位置付けられた医薬品を購入するために、**商品名の例示**が必要。(委員)
- 現在備付けの医薬品は改正告示施行と同時に廃棄する必要はなく、有効期間の到来を待つて廃棄するのでよいのではないか。(委員)

## 過去の制定・改正時の例

- **平成7年制定時** (同年12月22日公布、平成8年4月1日施行)  
経過措置：なし。
- **平成17年改正時** (同年3月28日公布、同年4月1日施行)  
経過措置：施行の際、現に航海中である船舶については、当該航海が終了するまでは、なお従前の例によることができる。
- **平成21年改正時** (同年11月17日公布、同日施行)  
経過措置：なし。

## 今後の予定(案)

- 今般の改正内容に鑑み、購入頻度・周知期間等を考慮し、以下のスケジュールで進めてはどうか。  
**令和6年3月 報告書とりまとめ(その後告示改正作業、パブコメ)**  
**同年7月 公布** ※削除品目は即日施行  
**同年10月 施行**
- 公布に際し、施行通知等に**商品名を例示するとともに、施行と同時に医薬品等を廃棄する必要がない旨**を記載する。

## 一般家庭の廃棄物

- ・容器から取り出し、**誤って服用することがないよう**廃棄する。
- ・薬の容器や包装は、**自治体の分別方法**に従って廃棄する。  
(例) 錠剤や塗り薬は封筒に包む、目薬や液体は新聞紙や布に吸収させる等。

## 事業者の廃棄物

- ・船内廃棄物の陸上での処理について、通常**船舶運航事業者**が排出事業者として処理責任を有する。陸揚げ後の処理については**廃棄物処理法**が適用。
- ・陸揚げ後の船内廃棄物は、その性状に応じ、**一般廃棄物又は産業廃棄物**に該当する。

H24.12.26 環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律等施行後の船舶内において生ずる廃棄物の陸上処理について」参照

※廃棄物の該当性判断については、陸揚げする都道府県・政令市・市町村にご相談ください。

(判断の例)

- ・**期限切れ医薬品、紙の容器包装**は、**一般廃棄物**

陸揚げする市町村に処理体制を確認。市町村が処理していない場合、自ら処理 or 市町村長の許可を得ている一般廃棄物処理業者に処理を委託

- ・**ガラス、プラスチック、金属等の容器包装**は、**産業廃棄物**

自ら処理 or 陸揚げする都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託

<備考> このほか、公海上で発生した船内廃棄物を処分するために国内に引き取る場合、関税法第 67 条に基づき輸入申告を行い、必要な検査を経て許可を受ける必要がある等関係法令を遵守する必要があることに留意。(不用船用品の取扱いについては関税法基本通達 67-4-9(4)、67-4-10(7)及び 67-4-13) 「港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン(案)」参照

## 麻薬・向精神薬

[麻薬] ➡ 衛生用品表に対象品目なし

品名・数量等について都道府県知事に届出、麻薬取締員の立会の下で廃棄。

※ 日本では濃度が1%以下のコデイン及びその塩類は製造段階のみ規制。その後は一般の医薬品と同じで、麻薬取締法の適用なし。

[向精神薬] ➡ 衛生用品表は第3種向精神薬のみ (ジアゼパム, ニトラゼパム, クロチアゼパム, フェノバルビタール)

廃棄するための許可・届出は不要。なお、第1・2種の廃棄は記録が必要。